

工事担任者資格者証の種類及び工事の範囲

資格者証の種類	工事の範囲
A I 第一種	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
A I 第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に收容される電気通信回線の数が五十以下であって内線の数が二百以下のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数毎秒六十四キロビット換算で五十以下のものに限る。）
A I 第三種	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備に收容される電気通信回線の数が一のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数基本インタフェースで一のものに限る。）
D D 第一種	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
D D 第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
D D 第三種	デジタル伝送路設備に端末設備を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット以下のものであって、主としてインターネット接続のための回線に限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
A I ・ D D 総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事